

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第8号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

(鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正)

第1条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(授業料等の減免)</p> <p>第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>授業料 次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p>ア <u>修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒が次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p>(ア) <u>火災、風水害等の非常災害により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p>(イ) <u>保護者の疾病、障害又は死亡により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p>(ウ) <u>その他家計が困窮し、授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p>(エ) <u>(ア)から(ウ)までに掲げる場合のほか、特別の理由により、特に減免する必要があると認められるとき。</u></p> <p>イ <u>鳥取県立倉吉総合看護専門学校からの転入による入学をする場合であって、減免する必要があると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>入学料 次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p>ア <u>火災、風水害等の非常災害により入学料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p>イ <u>鳥取県立倉吉総合看護専門学校からの転入に</u></p>	<p>(授業料等の減免)</p> <p>第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、<u>災害その他の理由により授業料、入学料及び入学選抜手数料の納付が困難であると認められる者又は鳥取県立倉吉総合看護専門学校から転入による入学をする者について行うものとする。</u></p>

よる入学をする場合であって、減免する必要が
あると認められるとき。

(3) 入学選抜手数料 火災、風水害等の非常災害
により入学選抜手数料の支弁が困難であると認め
られるとき。

2 略

様式第2号の2(第12条関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略すること
ができる。

様式第3号(第13条関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略すること
ができる。

様式第3号の2(第13条の2関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略すること
ができる。

様式第4号(第14条関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略すること
ができる。

様式第5号(第16条関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略すること
ができる。

様式第6号(第16条関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略すること
ができる。

様式第6号の2(第17条関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略すること
ができる。

様式第7号(第18条関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略すること

2 略

様式第2号の2(第12条関係)

略

様式第3号(第13条関係)

略

様式第3号の2(第13条の2関係)

略

様式第4号(第14条関係)

略

様式第5号(第16条関係)

略

様式第6号(第16条関係)

略

様式第6号の2(第17条関係)

略

様式第7号(第18条関係)

略

<p>ができる。</p> <p>様式第7号の2（第18条の3関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>2 「減免希望期間」の欄は、授業料の減免を受けようとする者のみ記載すること。</p>	<p>様式第7号の2（第18条の3関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>注 「減免希望期間」の欄は、授業料の減免を受けようとする者のみ記載すること。</p>
---	---

（鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正）

第2条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則（昭和52年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																								
<p>第2条 学校の課程、学科、定員、修業年限及び在学することができる期間は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課程</th> <th rowspan="2">学科</th> <th colspan="2">定員</th> <th rowspan="2">修業年限</th> <th rowspan="2">在学することができる期間</th> </tr> <tr> <th>総定員</th> <th>1学年の入学定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">専門課程</td> <td>看護学科 第1看護学科</td> <td style="text-align: center;">105人</td> <td style="text-align: center;">35人</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3年</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6年（転入により、第2学年に入学する者にあつては5年、第3学年に入学する者にあつては4年）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（授業料等の減免）</p> <p>第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。</u></p>	課程	学科	定員		修業年限	在学することができる期間	総定員	1学年の入学定員	専門課程	看護学科 第1看護学科	105人	35人	3年	6年（転入により、第2学年に入学する者にあつては5年、第3学年に入学する者にあつては4年）	略			略			<p>第2条 学校の課程、学科、定員、修業年限及び在学することができる期間は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課程</th> <th rowspan="2">学科</th> <th colspan="2">定員</th> <th rowspan="2">修業年限</th> <th rowspan="2">在学することができる期間</th> </tr> <tr> <th>総定員</th> <th>1学年の入学定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">専門課程</td> <td>看護学科 第1看護学科</td> <td style="text-align: center;">75人</td> <td style="text-align: center;">25人</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3年</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6年（転入により、第2学年に入学する者にあつては5年、第3学年に入学する者にあつては4年）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（授業料等の減免）</p> <p>第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、<u>災害その他の理由により授業料、入学料及び入学選抜手数料の納付が困難であると認められる者又は鳥取県立鳥取看護専門学校から転入による入学をする者について行うもの</u></p>	課程	学科	定員		修業年限	在学することができる期間	総定員	1学年の入学定員	専門課程	看護学科 第1看護学科	75人	25人	3年	6年（転入により、第2学年に入学する者にあつては5年、第3学年に入学する者にあつては4年）	略			略		
課程			学科	定員			修業年限	在学することができる期間																																	
	総定員	1学年の入学定員																																							
専門課程	看護学科 第1看護学科	105人	35人	3年	6年（転入により、第2学年に入学する者にあつては5年、第3学年に入学する者にあつては4年）																																				
	略																																								
	略																																								
課程	学科	定員		修業年限	在学することができる期間																																				
		総定員	1学年の入学定員																																						
専門課程	看護学科 第1看護学科	75人	25人	3年	6年（転入により、第2学年に入学する者にあつては5年、第3学年に入学する者にあつては4年）																																				
	略																																								
	略																																								

とする。

(1) 授業料 次のいずれかに該当するとき。

ア 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒が次のいずれかに該当するとき。

(ア) 火災、風水害等の非常災害により授業料の支弁が困難であると認められるとき。

(イ) 保護者の疾病、障害又は死亡により授業料の支弁が困難であると認められるとき。

(ウ) その他家計が困窮し、授業料の支弁が困難であると認められるとき。

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる場合のほか、特別の理由により、特に減免する必要があると認められるとき。

イ 鳥取県立鳥取看護専門学校からの転入による入学をする場合であって、減免する必要があると認められるとき。

(2) 入学料 次のいずれかに該当するとき。

ア 火災、風水害等の非常災害により入学料の支弁が困難であると認められるとき。

イ 鳥取県立鳥取看護専門学校からの転入による入学をする場合であって、減免する必要があると認められるとき。

(3) 入学選抜手数料 火災、風水害等の非常災害により入学選抜手数料の支弁が困難であると認められるとき。

2 略

様式第2号の2(第12条関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号(第13条関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号の2(第13条の2関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第4号(第14条関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略すること

2 略

様式第2号の2(第12条関係)

略

様式第3号(第13条関係)

略

様式第3号の2(第13条の2関係)

略

様式第4号(第14条関係)

略

<p><u>ができる。</u></p>	
<p>様式第 5 号（第16条関係）</p> <p>略</p>	<p>様式第 5 号（第16条関係）</p> <p>略</p>
<p>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することが<u>できる。</u></p>	
<p>様式第 6 号（第16条関係）</p> <p>略</p>	<p>様式第 6 号（第16条関係）</p> <p>略</p>
<p>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することが<u>できる。</u></p>	
<p>様式第 6 号の 2（第17条関係）</p> <p>略</p>	<p>様式第 6 号の 2（第17条関係）</p> <p>略</p>
<p>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することが<u>できる。</u></p>	
<p>様式第 7 号（第18条関係）</p> <p>略</p>	<p>様式第 7 号（第18条関係）</p> <p>略</p>
<p>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することが<u>できる。</u></p>	
<p>様式第 7 号の 2（第18条の 3 関係）</p> <p>略</p>	<p>様式第 7 号の 2（第18条の 3 関係）</p> <p>略</p>
<p>注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することが<u>できる。</u></p> <p>2 「減免希望期間」の欄は、授業料の減免を受けようとする者のみ記載すること。</p>	<p>注 「減免希望期間」の欄は、授業料の減免を受けようとする者のみ記載すること。</p>
<p>様式第 8 号（第22条関係）</p> <p>略</p>	<p>様式第 8 号（第22条関係）</p> <p>略</p>
<p>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することが<u>できる。</u></p>	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定並びに第2条中第18条の5並びに様式第2号の2及び様式第3号から様式第8号までの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成25年3月31日までの鳥取県立倉吉総合看護専門学校の専門課程の看護学科の第1看護学科（以下単に「第1看護学科」という。）の総定員については、第2条の規定による改正後の鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則（以下「新規則」という。）第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる人数とする。

- (1) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 85人
 - (2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 95人
- 3 施行日から平成25年3月31日までの第1看護学科の1学年の入学定員については、新規則第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる学年の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる間は、なお従前の例による。
- (1) 第2学年 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
 - (2) 第3学年 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで